

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
診療科案内 2000部	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 総務課	令和2年6月4日	株式会社ギミック 東京都渋谷区南平台町2-17	1,925,000円	当センターにおいて継続的に診療科案内を作成しており、他施設との違いや当センターの強みを把握し、何を発信するのが良いかなどの提案を行うことができるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
「送風機」のベアリング及びプーリの交換整備 20台	東京都渋谷区広尾四丁目1番22号 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年4月1日	高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社 東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル8階	2,970,000円	送風機のベアリング及びプーリの交換整備については、当センターの空調設備の保守点検業務を委託している高砂丸誠エンジニアリングサービス株式会社で実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条3項の「契約の性質または目的が競争を許さない場合」の規定に基づき随意契約とすること。	
健診エコー伝票追加作業 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年4月14日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	2,534,400円	電子カルテシステムの業者が富士通株式会社あるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
検体検査システムレベルアップ対応 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年4月14日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	13,420,000円	電子カルテシステムの業者が富士通株式会社あるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
診療報酬改定対応 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年4月15日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	3,300,000円	電子カルテシステムの業者が富士通株式会社あるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

- 備考
- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
 - (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
 - (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
がんゲノムニュースレター 600部	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年4月23日	株式会社文化工房 東京都港区六本木5-10-31	1,599,840円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約とするものであること。	
患者呼出システム保守 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年4月28日	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 東京都中央区銀座8-21-1	9,680,000円	部門システムの業者がパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社であるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
空調機のベアリング及びプーリの交換整備 19台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年5月13日	TMES株式会社 東京都港区芝浦4-13-23 MS芝浦ビル8階	3,465,000円	空調機のベアリング及びプーリの交換整備については、当センターの施設整備管理運営業務を委託しているTMES株式会社で実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の「契約の性質または目的が競争を許さない場合」の規定に基づき随意契約とすること。	
医事業務委託 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年5月1日	株式会社ソラスト 東京都千代田区神田佐久間町3-2	16,500,000円	現在医事業務を委託している業者であり、現在の業務内容及び契約金額を評価し、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
医事業務委託 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年5月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2-9	23,948,886円	現在医事業務を委託している業者であり、現在の業務内容及び契約金額を評価し、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。